

中 小 企 業 者 の 皆 様 へ

経 営 安 定 資 金

危 機 関 連 枠

(新型コロナウイルス感染症対応)

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが逼迫している中小企業者の皆様を支援します。

対 象 者	次の要件を満たす中小企業者 ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 ・原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。 ※認定基準の運用緩和により、業歴3か月以上1年1か月未満の事業者も対象
融 資 限 度 額	50百万円 (新型コロナウイルス感染症対策枠を含めた経営安定資金の既存枠とは別枠)
資 金 使 途	運転及び設備資金
貸 付 期 間	10年以内 (据置2年以内)
金 利	年1.15%
保 証 料 率	なし (県と保証協会で負担)
保 証 人	取扱金融機関の定めによる

- 市町村が発行する認定証が必要です
- 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ
- 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください
 - 秋田県 産業政策課 団体・金融班・・・TEL018-860-2215
 - 秋田県信用保証協会 本所・・・TEL018-863-9011



秋田県 産業政策課